

●主な記事●

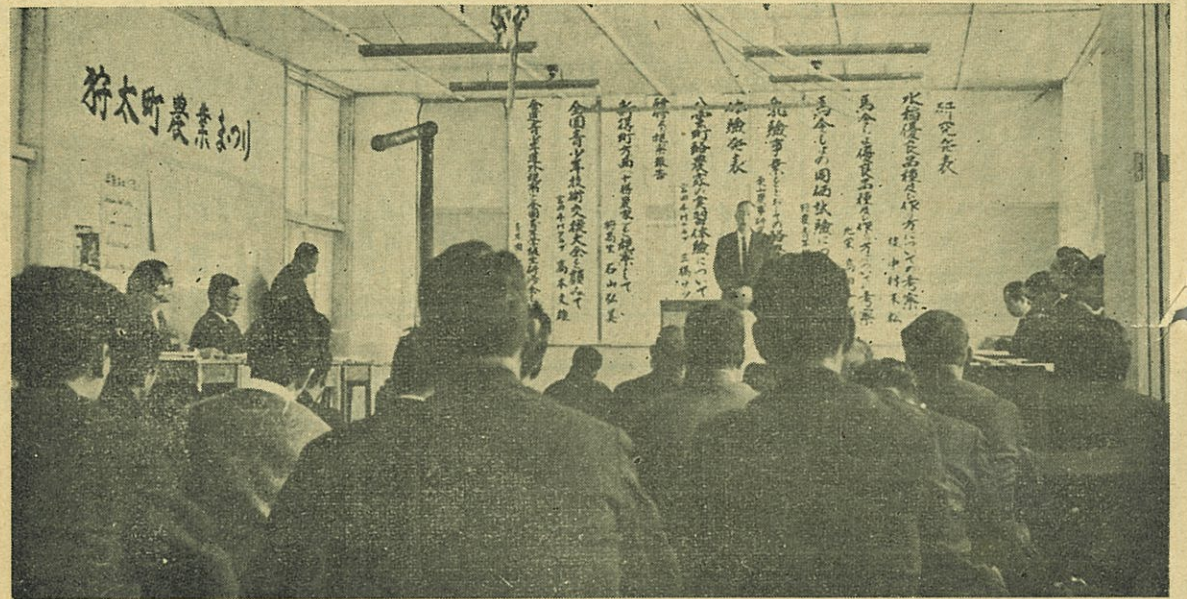
- 農業まつり 1P
- 役場の新機構 2P
- 職業訓練員募集 2P
- 歳末たすけあい 3P
- 歳末防犯警戒 3P
- 火災予防条例 4P

広報 かりぶと

狩太町の
世帯と人口

11月30日現在住民登録

世帯数	1,364戸
総人口	8,052人
男	3,892人
女	4,160人



農業労働生産性を高めるために

狩太町農業まつり終る

十二月一日、第一回狩太町農業まつり支庁、町営農政改善推進機構関係者並びに一般農業者など約百名を集めて開かれました。

この日は、町長の開会挨拶にはじまり各種研究、体験発表のあと「町の農業構造改善を如何なる方向に推進するか」というテーマで水稲、畑作畜産の三分科会による活発な討論、さらに総合討議をもつて終り、有意義に終りました。

狩太町は、気候的、地理的条件によつて、いづれの作物も収穫されているのでこの日だけは、構造改善の決定的方向付はされなかつたが、今後、當農政改善推進機構を中心とし、このテーマに向つて農業者の皆さんとともに推進することになりました。

総合討議に出されたことからは次のとおりです。

- 一、水稲部会
 1. 全耕地に対する土地改良協議会を設立してはどうか。
 2. 団地造田を計画実施すべきではないか。
 3. 水稲採種組合を設立し、全町に種子を配付してはどうか。
 4. 産米改良のため品種

の統一を図るべきでないか。

- 二、畑作部会
 1. 馬鈴薯のみの換金作物に偏重してよいか。
 2. 馬鈴薯は紅丸のみの品種でよいか、優良品種があるなら、その試験圃場を設置すべきでないか。
 3. 中小家畜を導入し、土壌構造改善をいかにすべきか。
 - 三、畜産部会
 1. 農業経営の意欲を向上するため青少年の研修を大に行うべきでないか。
 2. 階層別に営農類型が必要でないか。
 3. 労力過重の軽減を必要としないか。
 4. モデル酪農地帯を設定してはどうか。
- 以上でありました。広範困なため、決議事項はありませんでしたが、とくに青少年の研修には青年期に身をもつて体験することが必要のため、農業後継者養成対策として、長期研修を計画したいと町長の答弁があり、農業者の協力により一日も早く町の地域性に適した構造改善事業を計画し、国の施策を導入したいとのことでした。

【写真は町長の開会挨拶】

町の日記

十一月一日	芙蓉橋、道路舗装工事落成
二日	臨時町議会
三日	収穫感謝祭
三日	文化祭
十一日	農協店舗、事務所新築落成
十三日	教育委員会
十五日	青年学級開講式
十六日	全国議長大会
十九日	農協理事會
二十一日	全国町村長大会
二十四日	納税映画會
二十五日、二十六日	全町青年祭
二十八日	町税協力員協議會

12月25日は
町民税 三期分
国民健康保険税 四期分
の納期です
役場の御用納めは12月28日
また御用始めは1月4日

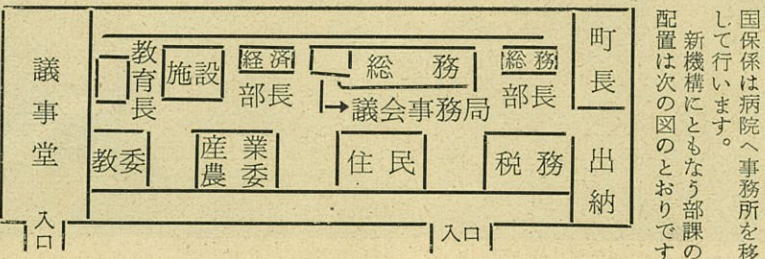
役場の機構が変りました

助役制を廃し部長制に

笠原町長の構想に基き、十二月七日の定例町議会にて「助役を置かないこと」の条例及び「部、課設置条例」を町長提案通り可決され、これにともなう人事異動が八日付で発令されました。

部	部長	課	課長	係	係長	係員	
総務	青山正一	総務	菊地哲夫	庶務	川島文子	米田文子	
住民	事務部長	住民	森脇春己	統計	黒沢義夫	佐藤真	
衛生	事務部長	衛生	沼田三美	財務	高木清	斎藤正一	
国保	白石正治	税務	春日井亨	税務	第一 中村豊	第二 横山利雄	
農林	日置義雄	産業	事務部長	施設	飯原富	水道	菊池浄
商工	吉村国正	土木	主任技師	建築	田中清次	奈良	清太郎
観光	吉田俊郎	小西	藤原	福田	利幸	斎藤	利幸
教育	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員

動が八日付で発令されました。新人事機構は表のとおりです。



こまかい注意で 冬休みを健全に……

冬休みは、児童、生徒が休養をとる期間であり、自主、自律の生活態度を育てるよい機会です。しかし、この期間は指導が不十分で、事故をおこしたり、非行に走るなど、とりかえしのつかないことにもなりますので、家庭でも十分に次のような点に注意して下さい。

一、生活を計画的に
冬休み中の生活計画を子どもにたてさせることがたいせつです。

二、家庭は、子どもがどのような生活をしているかをしっかりとつかまえていること。また、だんから子どもが両親に何でも話せるような、助言をしておいてください。

三、不良化の防止
クリスマス、お正月の行事など、ともすると生活が不規則になる機会が多い時期です。子どもの行動にふだんとちがう点が見られれば、適切な指導が必要です。学校と連絡して指導を考へることもたいせつです。

四、流感について
流感についても、体力、気力の涵養、うがい、励行させ、人ごみや罹患者の家をさけること。かかった場合は安静にして早めに医師の診療を受けることです。

職業訓練生を募集しております……

岩内職業訓練所では、昭和三十八年度の訓練生を次の要領によつて募集しておりますので、入所ご希望の方は役場住民係においで下さい。

一、訓練科目
○ 溶接工Ⅱ鉄板、鉄管類の電気溶接、ガス溶接の技能訓練
○ 製罐工Ⅲ3mm以上の厚い鉄板を加工するための技能訓練(終了後鉄船、車輛、ボイラー、鉄橋、鉄塔自動車のパターにまで範囲は広い)

二、訓練期間
昭和三十八年四月一日より昭和三十九年三月末日までの一ヶ月

三、募集人員
溶接科 四十名
製罐科 四十名

四、応募資格
義務教育を終えた健康な男子(采春卒業見込み者も含む)

五、入所手続
(1)入所願(写真添付)
(2)内申書
(3)身体検査書
(4)願書受付期間

六、学費
学費、食費、被服費、教材費、後援会費が若干かかると、この外寄宿費は月額三千五百円程度かかります

七、選考の方法
適性検査、書類選考面接など二月八日までに行います。

八、合格発表
二月二十一日

九、経費
教科代、後援会費が若干かかると、この外寄宿費は月額三千五百円程度かかります

十、その他
入所願用紙は住民係で受領下さい。

民生委員さん決まる

町の新しい民生委員、(児童委員兼務)が、つぎのように決まりました(十二月一日付)

氏名 担当区域
渡辺 富一 本通一・二・三
久保 庄助 四・五・六
服部 静江 七・八・九
榎原 繁子 中央通
小西 善行 有島、羊蹄

深見鬼熊雄 元町、豊里、木内 政子 近藤、大栗 岩夫 富川、黒川、田中市太郎 宮田、網兵、古矢 信市 福井、西富、牧野 環 桂台、西富(一部)
林 延蔵 ニセコ
奥村 喜重 曾我

里見地区の 暗渠排水工事が完了しました。

(北海道小規模土地改良事業により)

里見地区九戸の方は、畑の湿地になやんでおりましたが、昨年の四ヵ月暗渠排水工事に引続いて、ことしも収穫後の十一月五日から四・五haの工事を進めておりましたが、十二月十日で完了しました。

北海道小規模土地改良事業とは
土地条件を整備して農業経営の合理化を図るために面積2ha以上、20ha未満の地区について行行排水、区画整理、暗渠排水、客土及び畑地かんがい並びに延長200m以上、1km未満の農道などの諸事業が道費四十五%以内の補助事業となつております。

また、この規模以上についても補助事業となつております。

町産業課では、皆さんの営農計画を前にして、土地改良事業の相談を行つておられます。

補助金は、事業費の四十五%で道の補助金です。

みんなで明るいお正月を 「歳末たすけあい」はじまる



ことしも十二月一日から二十五日まで、第十二回「歳末たすけあい」運動が行なわれます。

恵まれぬ人々にあたたかい愛の手をさしのべようという、この運動はこととして十二回になります。全国のみなさまのご協力を得て毎年大きな成果をあげていきます。

町では、狩太町婦人団体連絡協議会が主体となり、この運動をおすすめることになりました。

またこの運動期間は義援金の募金のほか、衣料品、食料品の持ち寄り運動もあわせて行なわれます。

助け合いの心を倍にして町民こそつてこの運動に参加しましょう。

歳末特別防犯警戒はじまる！ 全町民のご協力を願います

ことしも残り少なくなり、気ぜわしい年の瀬を迎えます。

毎年この時期になりますと、忍び込み、あき果、スリ、サギなどといういろいろな犯罪が多くなります。これらの犯罪を防止するために、知安警察署と狩太町防犯協会では、この十二月の一ヶ月間、歳末防犯警戒に全力をあげておりますが、この目的達成のため、商店はもちろんで、一般町民の方のご協力を願つております。

とくに次のような点に気を付けて下さい。

●被害があつたらしく警察に届けよう。

●どんな小さな被害でも、後難を恐れず進んで届出るようにして下さい。

●戸締まりを完全に毎年ドロボーによる被害の五三%までが、みなさん方の家庭で戸締まりをしなかつた、カギをかけた忘れたという不注意が原因しております。

年末臨時「と場」が 開設されます。

年末も迫り、食肉の需要が、ふえる傾向にありますので、町の「と場」を次の日程で開設することになりました。

定期
十七日、二十日、二十四日、二十七日

臨時
十九日、二十二日、二十五日、二十八日

自家用分
二十日、二十二日、二十四日、二十五日

なお、自宅の周囲で家畜を「と殺」して食用に供する場合は必ず町衛生係に届出を許可を受けてから行なうよう願います。

無届でと殺した場合は処罰されますのでご注意ください。

米 配給米の値段が変りました。

銘柄	消費者価格	金額
粳玄米 10K当	870円	
糯玄米 10K当	1,020	
粳精米	特供米 10K当	1,005
	普通米 徳用米	945
糯精米 10K当	1,110	
準内地米 10K当	830	
普通外米	710	

狩太驛に急行がとまります

12月1日より下記のような発着時間で急行列車が、とまりますので、ご利用下さい。

(上り)	11時39分
	19時05分
(下り)	9時21分
	17時50分

まちの条例

狩太町 火災予防条例のあらまし [その3]

いよいよ、本格的に火を使用する時期となりました。先月号では、一般家庭にも関係することががらでしたが、今月は、特殊な物品の取扱いについて、お知らせします。

第四章 危険物等の貯蔵又は取扱いの基準

一、指定数量未満の危険物

1. 危険物取扱いの場所では、よく管理された状態で火を使用し、みだりに火気を使用しないこと。
2. 危険物の性質に応じて遮光又は排気を行うこと。
3. 危険物を取扱う屋外の場所の周囲には中二m以上(タンクで取扱う場合は一m以上)のあき地を持つこと、また防火上、有効なへいを設けること。
4. 危険物の容器への入れ替は、その性質に適応し、破損、腐食、さけめ等が、ないもので行うこと。
5. 危険物を入れた容器を取扱う場合には、みだりに転倒、落下、しゅう撃を加え、また、引きずる等粗暴な行為をしないこと。
6. 危険物をタンクで取扱う場合は、次によること。
イ、厚さ二mm以上の鋼板又は、これと同じ強さを持つ金属板で造るとともに容器は破損し、又はもれない構造とすること。
ロ、有効な通気管を設け、配管は金属管、陶管等の耐熱性を有する材料で造つた管を用いること。

- ハ、地下に埋設するタンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設けること。
- ニ、地下に埋設するタンクは、ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造とすること。
- 七、危険物を取扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨、並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。
- 八、危険物は、混合、液化、気化などの物理的現象により危険性を有するので充分注意し取扱うこと。

- 一、屋内で取扱う場合は、不燃材料で造つた室内で行うこと。ただし、その周囲に中一m以上のあき地を持つこと、防火上、有効な構築物内では差支えない。屋外で取扱う場合は、中三m以上(タンクの場合は二m以上)のあき地を持つこと、防火上、有効なへいを設けること。
- 三、前項に規定するもののほか、別表一に定める数量以上の準備けん物の取扱いについては、一の規定を準用する

三、特殊可燃物について

1. この物品を集積する場合は、集積場所の面積五十㎡(約十五坪)以下ごとに区分して集積し、相互に一m以上の間隔を保つこと。
- ただし、この集積場所により難い場合は、火災予防上、支障がないと認められるときは二百㎡(六十坪)以下に区分して集積することができる。
2. 前項の規定のほか、一の1・7の規定を準用する。

第五章 消火器具等の設置について

1. 次に掲げる防火対象物には、消火器又は、簡易消火用具を、その階ごとに、各部分から一の消火器までの歩行距離が二十m以下となるように設けなければならない。
1. 各建築物で主要構造が木造で三階以上の階を居室として使用しているもの。
2. 指定された公衆の場所の三・五及び勤務する場所の一・三の防火対象物のうち、主要構造が木造で、延面積が百㎡(約三十坪)以上のもの。
3. 設置される消火器等は、その性能が、いちじるしく減退又は、凍結するものを使用しないこと。
4. 収容人員が五十人以上の人が出入する場所のうち、多象調理室、ボイラー室、電気室、その他これらに類する場所には自動火災報知設備を設けなければならない。

【別表第一】(準危険物)

種別	品名	数量
第1類	類	10kg
	類	15kg
第2類	類	20kg
	類	600
第3類	類	100
	類	100
第4種	類	1,000
	類	5
第5類	類	50
	類	60
第6類	類	60
	類	200
第7類	類	200
	類	200
第8類	類	200
	類	600
第9類	類	600
	類	600
第10類	類	600
	類	40
第11類	類	40
	類	40
第12類	類	30
	類	80
第13類	類	80
	類	80

【別表第二】(特殊可燃物)

品名	数量
綿花類	200kg
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わら類	1,000
ゴム類	3,000
石炭及び木炭	10,000
木材加工品及び木くず	10㎡